

特定非営利活動法人才ールド・フレンズ・ジャパン定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人才ールド・フレンズ・ジャパンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県真庭市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、競馬から引退したサラブレッドを保護・繋養し、状況に応じた再調教やメンテナンスを行いながら、馬たちを「活かす」「育てる（再調教する）」そして「馬を育てるための人を育てる」「社会に発信する」「海外と連携する」事業を通じて、人と社会がともに必要とし、共生する世界を目指した活動を行い、人々の心身の健康促進や社会教育の邁進、子供たちの健全な育成・技術の取得、地域経済の活性化・街づくり、海外団体との連携を通じた国際協力、並びにスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 引退競走馬の飼養・展示事業
 - ② 引退競走馬の再調教事業
 - ③ 青少年の教育・職業訓練分野での馬の飼育や調教技術取得支援（人材育成）事業
 - ④ 福祉分野での引退競走馬活用活動事業
 - ⑤ 引退競走馬に関わる情報発信・啓発活動
 - ⑥ 引退競走馬・動物保護関連海外諸団体との連携・啓蒙事業
 - ⑦ そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 引退競走馬見学ツアーより運営事業
- ② 引退競走馬に関わるマーケティングやイベント（馬術競技会含む）の企画・運営事業
- ③ 引退競走馬に関わる商品開発・販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の活動に賛同し、活動を真摯に行うこと。
- (2) この法人を利用して、政治活動及び宗教活動は行わないこと。
- (3) その他、この法人の秩序を乱すような行為を行わないこと。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長として選任する。また1名を副理事長として選任することもある。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、原則、報酬を受けることができない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会

の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものと除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

第10章 雜 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原 田 喜 市
理事	三 木 康 史
同	長 恒 充
同	澤 井 靖 子
監事	佐 山 修 一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 0円 (1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 0円 (1口)

(縦覧用)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人オールド・フレンズ・ジャパン

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	理事長	ハラダ キイチ 原田 喜市		無
2	理 事	ミキ ヤスシ 三木 康史		無
3	同	ナガツネ ミツル 長恒 充		無
4	同	ザワイ ヤスコ 澤井 靖子		無
5	監 事	ザヤマ シュウイチ 佐山 修一		
6				
7				
8				

非公表

設立趣旨書

1 趣旨

競馬人気を背景に、年間国内で7,500頭以上も生産されるサラブレッドたちのレースからの「引退後の時間」は、世界中の競馬開催各国での共通の課題となっています。現状大半が行方知れずになる中、アニマルウェルフェア（動物保護）の観点から、彼らの余生や乗用馬としての再調教を支援する取組みが拡大しています。2022年には競馬法の付帯決議に「引退競走馬」が明記される等、行政もこの動きを後押ししてくれています。

競走馬、特に重賞競走に出走・勝利したような馬は引退してからも人気が高く、牧場のある北海道には、引退競走馬の見学・映像撮影だけを目的に数多くのファンが訪れるなど観光の目玉となっています。また、サラブレッドは身体能力が高く、馬術や乗馬といったスポーツの場でも活躍しています。さらに、彼らは、人を癒す・人の気持ちに寄り添うことのできる賢さをもっており、海外では実際に心のケアやセラピーの場で活用する研究が進んでいます。このように、引退競走馬たちは様々な能力・可能性を秘めた存在で、社会の中でもっと活躍できる役割を創り増やすことができると私たちは考えています。

一方で、国内では、馬たちを飼育する、調教する人材は圧倒的に不足しており、馬産地でも海外人材への依存が高いままとなっています。そのため、供給が需要を下回ることによる機会損失や、育成や調教の現場で負荷が高い状況が続いている。日本国内では、場所や費用の制約から乗馬人口は少なく、興味があっても始められない・続けられない子供たちも多くいます。関わってみたいと思う子供たちの発掘、こうした彼らに向けた技術を学べる場所や機会の提供が必要です。

そこで当団体では、引退競走馬たちを「活かす」「育てる（再調教する）」「馬を育てるための人を育てる」「社会に発信する」「海外と連携する」事業を行います。馬と社会とをつなぎ、馬たちの「職場」を教育や福祉の場に拡げることで、彼らが社会の中で必要とされ、自活できる道を拓きます。子供たちと馬とをつなぎ、馬たちに先生としての役割を担ってもらい、子供たちが調教する・飼育する技術を学び、その子供たちが、先々新たな馬たちを育てていく、サイクルを作っています。また、こうした取組を社会や世界に向けて発信・連携し、拡げます。結果として、人と馬が共生する世界を実現、人々の心身の健康促進や社会教育の邁進、子供たちの健全な育成・技術の取得、地域経済の活性化・街づくり、海外団体との連携を通じた国際協力、並びにスポーツ振興に寄与します。

上記のとおり、私たち団体が目指すのは、単なる馬の保護ではなく、教育・福祉・地域振興・国際協力・スポーツ振興など、社会全体への波及効果をもつ活動、であり、子供たちの健全育成や技術習得、馬との共生社会の創造という公益性の高い事業です。

私たちが NPO 法人格を必要としている理由・目的は主に 5 点あります。

一点目、引退競走馬の福祉・教育・セラピー・地域振興など、すべてが「不特定多数の利益」に資する公益的活動であり、こうした活動を推進していくにあたって、「特定非営利活動促進法」に基づき、こうした公益性の高い活動を行う団体として認証いただきたいと考えているためです。

二点目、行政機関との連携という点で、NPO 法人格を持つべきと考えているためです。引退競走馬の保護・繋養に関しては、競馬法の付帯決議に「引退競走馬」が明記されるなど、行政の支援が進んでいる分野でもあり、実際に私たちが拠点を置こうとしている岡山県真庭市でも、ふるさと納税を財源とした「馬と人の共生に向けた活動」に熱心に取り組んでいただいている。こうした行政機関との連携や助成金の申請などを行うにあたっては、社会的信用の高い NPO の法人格として認証いただいているほうが、より円滑に効果的に運営ができるものと思っております。実際に、同様の活動を行う引退馬協会でも NPO 法人格を取得しております。

三点目は、私たちの活動自体が、地域の子供たちやそのご家族様、地域住民、ボランティアの皆様との協働が前提となっており、そのためにも「誰でも参加できる開かれた組織運営」を行う N P O 法人を設置し、参加いただく皆様からの応援・ご意見を取り込みながら、民主的で有意な意思決定を行ってまいりたいと考えているためです。

四点目は、引退競走馬への支援・寄付を、より受けやすくするために、NPO 法人を設置したほうがよいと考えるためです。引退馬の支援には寄付・ボランティアによる支えが非常に重要です。すでに複数の支援者から私たちの活動への共感と支援のお問い合わせもいただいており、運営資金調達の面で、支援者からの寄付は必要不可欠です。将来的には認定 NPO 法人として認めていただき、寄付者が税控除制度を利用できるようになり、寄付をする側・される側双方に、利点のある形を目指しております。

五点目、こうしたご支援をいただくにあたっては、私たちの活動もより透明性の高さが求められると考えております。NPO 法人は毎年、事業報告書・活動計算書などを所轄庁に提出、情報公開が義務づけられています。NPO 法人格を取得、こうした報告・公開を誠実に実施していくことで、支援者の皆様からの理解と信用をいただけるものと考えています。

以上により、今回、特定非営利活動法人を設立したいと考えるに至りました。

2 申請に至るまでの経過

- ・当法人代表は、全日本や国民大会で何度も優勝、オリンピックや世界選手権の出場経験もある、現ナショナル・チーム所属する馬術ライダーです。岡山県真庭市蒜山の乗馬クラブの経営者でもある代表が、米ケンタッキー州で引退サラブレッドを200頭以上繋養しアメリカ国内で認知・表彰されている団体「オールド・フレンズ」代表と知り合ったことをきっかけに、引退競走馬保護繋養・近隣住民や観光客とのふれ合い、観光の場での活用を目的に、「一般社団法人オールド・フレンズ・ジャパン」を、2020年8月に設立しました。
- ・真庭市蒜山高原は、高原型の気候で、京阪神からも日帰り圏内でもあり、年間150万人が訪れる人気の観光地です。古くからの馬産地でもあり、近隣には大手競馬団体の生産や育成牧場も複数存在しています。同地には、真庭市が保有する2006年の国民体育大会開催時に設営された日本有数の馬術競技施設があり、定期的に県内外から100人規模の人馬が来場する馬術競技会や馬・馬術認知向上のイベントが行われています。
- ・こうした環境も後押しし、一社オールド・フレンズ・ジャパンは順調に事業を拡大しています。開業から1年後の春、1ヘクタールの放牧地を設営、引退競走馬が放牧地で自由に過ごす様子の無料公開を開始、SNSの掲載・宣伝もあって多くの集客を実現、蒜山地域の新しい観光スポットとなっています。また2023年春には馬たちが厩舎内で過ごす様子を見学するツアーを開始、日本全国から200名を超えるゲストにご来場いただきました。
- ・一方で、繋養する引退競走馬の乗用馬としての再調教事業を開始、第二の仕事に向けた能力開発に着手しています。また、再調教している繋養馬を地元の教育機関（高校馬術部や専門学校動物飼育トレーニング科）の生徒たちへの教材・先生として、貸与するなどの取組みを開始しています。生徒たちは、恵まれた環境のもと、高校生は全国大会での優勝・入賞、専門学校生は競馬育成機関に就職と、将来馬の業界で活躍する人材となってきており、入学を希望する生徒も増え、馬関係団体からの期待も大きくなっています。
- ・一社設立当初は、主として、観光の場での活用、動物愛護、ふれ合い目的としていましたが、上記のような周囲からの期待・要望を背景に、より公益性の高い、馬を「活かす」「育てる（再調教する）」「馬を育てるための人を育てる」事業への取り組んでいくことを決意、今回NPO法人設立申請に至りました。（NPO設立後は、一社の事業は当該NPO法人に譲渡する予定です）

令和 7 年 10 月 19 日

特定非営利活動法人オールド・フレンズ・ジャパン
設立（代表）者 岡山県真庭市蒜山上福田1205番地262
氏名 原田 喜市

令和7年度事業計画書

法人成立の日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人オールド・フレンズ・ジャパン

1 事業実施の方針

・設立当初の事業年度は、一社から引き継ぐ以下の事業（特定非営利活動に係る事業、自主事業とも）を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業 内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
引退競走馬の繁養・展示事業	引退競走馬を受入れ繁養し、放牧地や繁養地での様子を公開展示します。	通年	真庭市・蒜山	2名	不特定多数	8,000
引退競走馬の再調教事業	引退競走馬のセカンドステージに向けた再調教を行います。	通年	真庭市・蒜山	2名	(蒜山ホースパークに一部業務委託)	5,540
青少年の教育・職業訓練事業	高校馬術部や近隣動物飼育トレーニング専門学校生に繁養馬を貸与、馬の飼育や調教技術取得支援を支援します。	通年	真庭市・蒜山	2名	近隣学校生徒10名程度（蒜山ホースパークに一部業務委託）	8,265
福祉分野での引退競走馬活用活動事業	引退競走馬を福祉の場で活用していくための研究や普及活動を行います。	通年	真庭市・蒜山	2名		833
引退競走馬に関する情報発信・啓発活動	SNSやホームページを活用した繁養する引退競走馬や馬全般、馬術、保護活動に係る情報発信を行います。	通年	真庭市・蒜山	1名	不特定多数	467

引退競走馬・動物保護 関連海外諸団体との連携・啓蒙事業	世界各国の引退競走馬支援団体や動物保護団体と連携し情報交換や日本国内の取組みの情報発信による認知向上を行います。	通年	真庭市・蒜山	2名	国内外競馬・引退競走馬団体関係者	953
そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業						

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期所	従事者の予定期数	支出見込額 (千円)
引退競走馬見学ツアー運営事業	引退競走馬の繁養地での様子を見学するツアーの企画・運営を行います。	年3回	真庭市・蒜山	2名	493
引退競走馬に関するマーケティングやイベント（馬術競技会含む）の企画・運営事業	繁養する引退競走馬を使用した各種イベントの企画や運営、支援を行います。	通年	真庭市・蒜山	1名	163
引退競走馬に関する商品開発・販売事業	繁養する引退競走馬を題材にしたグッズの開発とその販売を行います。	通年	真庭市・蒜山	1名	763

令和8年度事業計画書

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

特定非営利活動法人口ールド・フレンズ・ジャパン

1 事業実施の方針

- ・設立二年目では、認知を拡げ、より多くの寄付・助成額を集めるとともに、その他事業でのツアーやふれあい体験からの収入を増やしていくことを目標とする。
- ・あわせて福祉の場など馬の社会の中での役割を増やす、海外との連携を拡大・強固にするなどの地盤作りについても着実に行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
引退競走馬の繫養・展示事業	新たな引退競走馬を受入れ繫養し放牧地や繫養地での様子を公開展示します。	通年	真庭市・蒜山	3名	不特定多数	8,000
引退競走馬の再調教事業	引退競走馬のセカンドステージに向けた再調教を行います。	通年	真庭市・蒜山	3名	(蒜山ホースパークに一部業務委託)	5,540
青少年の教育・職業訓練分野での馬の飼育支援 (人材育成) 事業	高校馬術部や近隣動物飼育トレーニング専門学校生に繫養馬を貸与、乗馬や育や調教技術取得を支援します。	通年	真庭市・蒜山	4名	近隣学校生徒や馬に携わりたい子供20名程度 (蒜山ホースパークに一部業務委託)	8,265
福祉分野での引退競走馬活用活動事業	引退競走馬を福祉の場で活用・研究数進めセラピーに係るイベントを行います。は「年1回	通年、イベント	真庭市・蒜山	2名	10名程度	833

	引退競走馬に関わる情報発信・啓発活動	SNSやホームページを活用した繋養する引退競走馬や馬全般、馬術、保護活動に係る情報発信を行います。	通年	真庭市・蒜山	2名	不特定多数	467
	引退競走馬・動物保護関連海外諸団体との連携・啓蒙事業	世界各国の引退競走馬支援団体や動物保護団体と連携し情報交換や日本国内の取組みの情報発信による認知向上を行います。	通年	真庭市・蒜山	名	国内外競馬・引退競走馬団体関係者	953
	そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業						

(2) その他の事業

	定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額 (千円)
一運営事業	引退競走馬見学ツアー（馬術競技会含む）の企画・運営事業	引退競走馬の繋養地での様子を見学するツアーの企画・運営を行います。	年3回	真庭市・蒜山	2名	493
	引退競走馬に関わるマーケティングやイベント（馬術競技会含む）の企画・運営事業	繋養する引退競走馬を使用した各種イベントの企画や運営、支援を行います。	通年	真庭市・蒜山	1名	163
	商品開発・販売事業	繋養する引退競走馬を題材にしたグッズの開発と販売を行います。	通年	真庭市・蒜山	1名	763

設立当初の事業年度 活動予算書
法人設立の日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人オールド・フレンズ・ジャパン
(単位:円)

科目	特定非営利活動に 関わる事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2.受取寄附金			
受取寄附金	5,000,000		5,000,000
3.受取助成金等			
ジャパンスタッフ引退名馬繁殖助成金	1,200,000		1,200,000
乗馬・競馬団体関連助成金	11,800,000		11,800,000
4.事業収益			
繁殖馬販入	4,820,000	0	4,820,000
引退競走馬物販事業収入		1,400,000	1,400,000
引退競走馬ツアー運営収入		2,700,000	2,700,000
引退競走馬ふれあい体験収入		1,000,000	1,000,000
5.その他収益			
雑収益			
経常収益計	22,820,000	5,100,000	27,920,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,600,000	400,000	2,000,000
法定福利費	240,000	60,000	300,000
福利厚生費ほか	80,000	20,000	100,000
人件費計	1,920,000	480,000	2,400,000
(2) その他経費			
繁殖馬飼養・リトレーニング (預託費用ほか)	19,910,000		19,910,000
賃借料	200,000		200,000
物販仕入原価		700,000	700,000
旅費交通費	885,540		885,540
減価償却費	256,807		256,807
通信費	88,554		88,554
消耗品費	309,939	132,831	442,770
登録料	88,554		88,554
事務用品、水道光熱費ほか	132,831		132,831
雑費	260,349	111,578	371,927
その他経費計	22,132,574	944,409	23,076,983
事業費計	24,052,574	1,424,409	25,476,983
2.管理費			
(1) 人件費			
給料手当	2,500,000		2,500,000
法定福利費	400,000		400,000
福利厚生費ほか	100,000		100,000
人件費計	3,000,000	0	3,000,000
(2) その他経費			
旅費交通費	114,460		114,460
減価償却費	33,193		33,193
通信費	11,446		11,446
消耗品費	57,230		57,230
登録料	11,446		11,446
事務用品、水道光熱費ほか	17,169		17,169
雑費	48,073		48,073
その他経費計	293,017	0	293,017
管理費計	3,293,017	0	3,293,017
経常費用計	27,345,591	1,424,409	28,770,000
当期経常増減額	-4,525,591	3,675,591	-850,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0

IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額	3,675,591		
当期正味財産増減額	-850,000		
設立時正味財産額		-850,000	
次期繰越正味財産額		0	-850,000

令和8年度の事業年度 活動予算書
令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

特定非営利活動法人オールド・フレンズ・ジャパン
(単位:円)

科目	特定非営利活動に 関わる事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2.受取寄附金			
受取寄附金	7,000,000	0	7,000,000
3.受取助成金等			
ジャパンスタッフ引退名馬繁殖助成金	1,200,000	0	1,200,000
乗馬・競馬団体関連助成金	11,800,000	0	11,800,000
4.事業収益			
繁殖馬販入	4,820,000	0	4,820,000
引退競走馬販事業収入		1,400,000	1,400,000
引退競走馬ツアーライブ収入		3,200,000	3,200,000
引退競走馬ふれあい体験収入		2,500,000	2,500,000
5.その他収益			
雑収益			
経常収益計	24,820,000	7,100,000	31,920,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,600,000	400,000	2,000,000
法定福利費	240,000	60,000	300,000
福利厚生費ほか	80,000	20,000	100,000
人件費計	1,920,000	480,000	2,400,000
(2) その他経費			
繁殖馬飼養・リトレーニング(預託費用ほか)	19,910,000		19,910,000
賃借料	200,000		200,000
物販仕入原価		700,000	700,000
旅費交通費	885,540		885,540
減価償却費	256,807		256,807
通信費	88,554		88,554
消耗品費	309,939	132,831	442,770
登録料	88,554		88,554
事務用品、水道光熱費ほか	132,831		132,831
雑費	260,349	111,578	371,927
その他経費計	22,132,574	944,409	23,076,983
事業費計	24,052,574	1,424,409	25,476,983
2.管理費			
(1) 人件費			
給料手当	2,500,000		2,500,000
法定福利費	400,000		400,000
福利厚生費ほか	100,000		100,000
人件費計	3,000,000	0	3,000,000
(2) その他経費			
旅費交通費	114,460		114,460
減価償却費	33,193		33,193
通信費	11,446		11,446
消耗品費	57,230		57,230
登録料	11,446		11,446
事務用品、水道光熱費ほか	17,169		17,169
雑費	48,073		48,073
その他経費計	293,017	0	293,017
管理費計	3,293,017	0	3,293,017
経常費用計	27,345,591	1,424,409	28,770,000
当期経常増減額	-2,525,591	5,675,591	3,150,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			

経常外費用計			0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	5,675,591		
前期繰越正味財産額	3,150,000		
次期繰越正味財産額		3,150,000	
		-850,000	
			2,300,000